

## 浜中町立小中高等学校 学校ホームページ公開に関するガイドライン

平成 30 年 10 月 9 日浜中町教育委員会教育長決定

### 1 趣旨

このガイドラインは、「浜中町立小中高等学校における情報通信ネットワーク利用に関する規則（平成 30 年教育委員会規則第 3 号）」（以下「利用規則」という。）に基づき学校ホームページの運用に関する必要な事項を定める。

### 2 目的

学校での教育活動を保護者や地域の方々などに公開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、学校運営の状況を積極的に公開することで、学校、保護者、地域が連携し、地域に根ざした学校づくりを推進することを目的とする。

### 3 管理者

- (1) 学校ホームページの管理者は教育委員会とし、副管理者を校長とする。
- (2) 副管理者は、学校ホームページの運用担当者を選任する。
- (3) 運用担当者は、利用規則に基づき、学校ホームページの運用を行う。

### 4 関係法令等の遵守

著作権等に関する法令等を遵守する。

### 5 作成及び公開

- (1) 学校ホームページの公開について、その内容を副管理者が公開の可否を判断し、管理者が公開を決定する。（図 1 参照）
- (2) 個人情報とは、原則公開しない。ただし、教育的効果等を期待し、成果物や教育・学習活動の様子がわかる写真・氏名等を掲載する場合は、本人と保護者に了承を得るものとする。
- (3) 学校の教育活動の様子を広く効果的に伝えることができるよう、計画的な更新を行う。
- (4) 原則、管理者に対し平日 15 時までに公開依頼のあった学校ホームページについては、当日公開し、それ以外の公開依頼については、翌日以降の平日に公開する。
- (5) 公開後に訂正・削除等の指摘があれば、管理者の判断に基づいて速やかに対応する。

### 6 学校ホームページの掲載内容等

#### (1) 掲載する内容

- ア 学校の概要（教育目標、校歌等）
- イ 児童生徒の活動状況（学校行事、委員会活動等）
- ウ 学校対応（緊急時、災害時の対応等）
- エ その他、教育的効果があると認められるもの又は家庭や地域、関係機関等と連携するうえで副管理者が必要と認めるもの

#### (2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの
- イ 営利を目的としたもの
- ウ 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらすもの
- エ 児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- オ その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと副管理者が判断したもの

#### 7 学校ホームページのリンク

- (1) 目的上必要で教育的意義があると認められる場合、リンク先の承諾を得てから設けることができるものとする。
- (2) 有害情報等が含まれるホームページのリンクは設定しない。
- (3) 他のホームページからリンクの申請があった場合、必ず管理者の承諾を得てから、許諾する。

#### 8 転載に関する条件

学校ホームページを開設する場合は、無断転載の禁止等の必要事項を明記する。

※図1 学校ホームページ公開までの手順

